契約種別定義書

【GREENa RE100 ビジネス】

（東北電力エリア）

グリーナ株式会社

2020年11月1日実施

目　次

1.　適用.....1
2.　定義.....1
3.　適用条件.....1
(1) 適用範囲.....1
(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数.....2
(3) 契約容量.....2
(4) 契約容量の算定.....2
(5) グリーン電力証書の交付.....2
4.　電気料金.....2
(1) 基本料金.....2
(2) 電力量料金.....3
5.　契約容量の変更.....3
6.　本定義書の変更および廃止.....3

別表.....4
1.　再生可能エネルギー発電促進賦課金.....5
2.　燃料費調整.....5
3.　使用電力量の協定.....7

1. 適用

(1) 契約種別定義書【GREENa RE100 ビジネス】(東北電力エリア)(以下「本定義書」といいます。)は、当社の電気供給約款【低圧】(以下「電気供給約款」といいます。)に基づき、電灯または小型機器をご使用のお客さまへ電気を供給するときの料金、その他の条件を定めたものです。

(2) 本定義書は以下の地域に適用します。青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県、新潟県
ただし、電気事業法第 2 条第 1 項第 8 号イに定める離島には適用いたしません。

(3) 本定義書に定める料金単価および燃料費調整における調整単価の金額はすべて消費税等相当額を含みます。

2. 定義

本定義書において使用される言葉は、別段の定めがない限り電気供給約款によるものとします。

3. 適用条件

当社は、以下の条件を満たすお客さまからのお申込みを、当社が承諾した場合に、本定義書にもとづく「GREENa RE100 ビジネス」プランを適用します。ただし、当社が別途認めた場合はこの限りではありません。

(1) 適用範囲
本定義書は電灯または小型機器を使用する需要で次のいずれにも該当するものに適用いたします。

① 契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満であること。

② 1 需要場所において当社の東北電力エリア 動力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計(契約容量は、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。)が 50 キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において当社の東北電力エリア 動力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者(以下 「当該一般送配電事業者」といいます。)の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、①に該当し、かつ、②の契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

(3) 契約容量

契約容量は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、(4)により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。ただし、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約容量の値を引き継ぐものとします。なお、当該一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

(4) 契約容量の算定

$$\text{契約主開閉器の定格電流（A）} \times \text{電圧ボルト（V）} \times \frac{1}{1000}$$

なお、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合の電圧は、200 ボルトといたします。ただし、契約容量が前述での算定によりがたい場合は、お客さまと当社との協議によって契約容量を定めます。

(5) グリーン電力証書の交付

お客さまに本定義書にもとづく電気料金が適用される場合には、当社は、お客さまに対し、お客さまの使用電力量(kWh)に応じたグリーン電力証書（一般財団法人日本品質保証機構の認証を受けたグリーン電力について、その発電電力量、発電期間、発電方法、設備認定番号、電力量認証番号を特定した証書をいいます。）を、翌月 5 日までに、当初所定の方法によって、当社からお客さまに交付いたします。

4. 電気料金

料金は、基本料金、電力量料金および本定義書別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、本定義書別表 2（燃料費調整）(1)④によって算定された燃料費調整額を差し引き、または加えたものといたします。

(1) 基本料金

基本料金は、1 月に次のとおりとします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額とします。

契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	330 円 00 銭

(2) 電力量料金

電力量料金単価（1 キロワット時あたり）は次のとおりとします。

最初の 120 キロワット時まで	18 円 58 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時まで	25 円 33 銭
上記超過	29 円 28 銭

5. 契約容量の変更

① 当社が、お客さまからの契約容量の変更のお申込みを承諾した場合には、変更後の契約容量にもとづく基本料金を、変更を承諾したのちに到来する電気の計量日より始まる使用期間の電気料金の計算に適用します。ただし、お客さまが新たな電気供給契約の申込みと同時に、従前の小売電気事業者との契約にもとづく契約容量の変更を希望する場合には、この限りではありません。

② お客さまは、やむを得ない場合を除き、お客さまが契約容量を新たに設定もしくは変更した後の計量日から 1 年目の日が属する月の計量日まで、契約容量を変更することはできません。

③ 契約容量の変更にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、電気供給約款第 2 条（電気供給約款の変更等）に準じます。

6. 本定義書の変更および廃止

① 当社は、本定義書を変更する場合には、電気供給約款第 2 条（電気供給約款の変更等）に準じます。この場合、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の定義書によります。

② 当社は、本定義書を廃止することがあります。この場合、当社はあらかじめ一定期間、廃止のお知らせおよび廃止日を当社ホームページ上での掲載その他適切な方法によりお客さまにお知らせいたします。

③ 本定義書の廃止にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、電気供給約款第 2 条（電気供給約款の変更等）に準じます。

別　表

1. 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第 36 条第 2 項に定める納付金単価に相当する金額とし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第 32 条第 2 項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）および回避可能費用単価等を定める告示により定めます。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進 賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の 4 月の検針日から翌年の 4 月の検針日前日までの期間に使用される電気に適用いたします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

① 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その 1 月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。

② お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 1 項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次のとおりといたします。 お客さまからの申出の直後の 4 月の検針日から翌年の 4 月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 5 項または第 6 項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の検針日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、①にかかわらず、①によって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項第 2 号に規定する政令で定める割合として電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。なお、減免額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。

2. 燃料費調整

(1) 燃料費調整額の算定

① 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

平均燃料価格＝Ａ×α＋Ｂ×β＋Ｃ×γ

Ａ＝各平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格

Ｂ＝各平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均液化天然ガス価格

Ｃ＝各平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均石炭価格

α＝0.1152

β＝0.2714

γ＝0.7386

なお、各平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格、１トン当たりの平均液化天然ガス価格および１トン当たりの平均石炭価格の単位は、１円とし、その端数は、小数点以下第１位で四捨五入いたします。

② 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。「なお、燃料費調整単価の単位は、１銭とし、その端数は、小数点以下第１位で四捨五入いたします。

(イ)１キロリットル当たりの平均燃料価格が 31,400 円を下回る場合

$$燃料費調整単価＝(31{,}400\text{円} - 平均燃料価格)\times \frac{(2)の基準単価}{1{,}000}$$

(ロ)１キロリットル当たりの平均燃料価格が 31,400 円を上回り、かつ、47,100 円以下の場合

$$燃料費調整単価＝(平均燃料価格 - 31{,}400\text{円})\times \frac{(2)の基準単価}{1{,}000}$$

(ハ)１キロリットル当たりの平均燃料価格が 47,100 円を上回る場合

平均燃料価格は、47,100 円といたします。

$$燃料費調整単価＝(47{,}100\text{円} - 31{,}400\text{円})\times \frac{(2)の基準単価}{1{,}000}$$

③ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平 均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年１月１日から３月 31 日までの期間	その年の５月の検針日から６月の検針日の前日までの期間
毎年２月１日から４月 30 日までの	その年の６月の検針日から７月の検針日の

期間	前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間

④　燃料費調整額

燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量に②によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	22銭1厘

3. 使用電力量の協定

計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合には、使用電力量は、当該一般送配電事業者が定める託送供給等約款およびその他の供給条件（以下「託送約款等」といいます。）にもとづき、当該一般送配電事業者と当社との協議を踏まえ、お客さまと当社または当該一般送配電事業者との協議によって使用電力量を定めます（ただし、当該一般送配電事業者が直接お客さまと協議する場合には、お客さまと当該一般送配電事業

者との協議により定めた値を、計量された使用電力量といたします。)。この場合、協議により定めた値を、計量された使用電力量といたします。